

令和7年 第8回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和7年8月28日(木) 午後2時00分～

2. 場 所 颯娃保健センター

3. 出席委員(18人)

会 長	1 番	本木下 裕一		
会長職務代理	2 番	大隣 初美		
委 員			4 番	吉崎 久男
			5 番	東垂水 勝秀
	6 番	松永 克生	7 番	高江 京子
	8 番	永山 明美		
	9 番	福元 幸志	10 番	松藺 勝郎
	11 番	下之門 信洋		
	12 番	山下 信一郎	13 番	大坪 幸博
	14 番	桑代 純一		
	15 番	栢川 明子	16 番	松村 孝徳
	17 番	池田 慎		
	18 番	梶山 俊孝	19 番	宮原 俊郎

4. 欠席委員(1人)

3 番 月野 貴大

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名
- 日 程 第 2 会期決定の件
- 日 程 第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日 程 第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日 程 第 5 議案第 49 号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日 程 第 6 議案第 50 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 7 議案第 51 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 8 議案第 52 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日 程 第 9 議案第 53 号 地域計画変更(案)に対する意見決定について
- 日 程 第 10 議案第 54 号 非農地証明願について
- 日 程 第 11 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田原 一豊
農政係長 折尾 武志 赤崎 隆明
農地係長 神村 洋一 中村 智治

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

今月の農業委員会憲章唱和は、高江委員になりますのでよろしくお願いいたします。

(農業委員会憲章 唱和)

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。月野委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 1 名で、会議の定足数に達しております。

これより令和 7 年第 8 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、別添 1 の主要行事経過及び予定をご覧いただきたいと思えます。(諸般の報告をおこなう。)

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長 (諸般の報告をおこなう。)

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。

会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、19 番宮原委員、2 番大隣委員を指名し、会議書記に農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は、本日 8 月 28 日の 1 日間で御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

議 長 資料 2 の日程第 3 「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めま

す。

農地係長

説明致します。3 頁からでございます。

農用地利用集積等促進計画の合意解約による通知事案が 52 件ございました。

貸人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんほかです。

貸人主導によるもの 1 件、借人主導によるもの 51 件です。地目の内訳は、田 55 筆 52,930 m²、畑 47 筆 88,118 m²、山林等（現況畑）1 筆 587 m²の合計 103 筆 141,635 m²で、颯娃地域 10 件、知覧地域 10 件、川辺地域 32 件です。

以上で説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

只今の事案について、質疑はありませんか。

「なし」の声あり

質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長

続きまして、資料 8 頁の日程第 4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長

説明致します。資料は 9 頁からです。

今回は、新規認定 1 件、再認定 6 件です。新規認定の内訳としましては、知覧地域で、営農類型としましては、茶と露地野菜の複合経営であります。

再認定の内訳としましては、颯娃地域 3 件、知覧地域 3 件で、営農類型としましては、茶専業 4 件、露地野菜の複合経営 1 件、甘藷専業が 1 件であります。

以上で説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

「なし」の声あり

質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長

次に、資料 13 頁の日程第 5 議案第 49 号「農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について」を議題とします。

現地調査員の報告をお願いいたします。桑代委員お願いします。

14 番委員

報告いたします。

14 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 15 頁から 19 頁になります。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇番の畑ほか 1 筆、合計 1,500 m²のうち 499 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の祖父母宅に居住する個人で、居住家屋の老朽化のため、申請地に一般住宅を建築するため、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側は市道に、西側は宅地に、東側、南側は畑に接しています。現状のまま利用し、境界部分には、よう壁を設置するので、土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流させます。汚水・生活雑排水は下水道へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農 地 係

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

審議番号 1 番については、農用地区域からの除外となっています。農用地区域の外周部に接し、農地の集団化・農作業効率化に支障はないこと、用排水路の機能低下はないこと、土地改良事業未実施地区であることから、除外の要件を満たしていると判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今、説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 49 号「農業振興地域整備計画変更（案）について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長

次に、資料 20 頁の日程第 6 議案第 50 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農 地 係

説明いたします。

21 頁～27 頁の 3 条所有権移転 13 件でございます。

譲渡人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんで、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請です。

地目の内訳は、田が 1 筆 399 m²、畑が 17 筆 15,689 m²、他 1 筆が 391 m² 合計 19 筆 16,479 m²です。申請理由につきましては、規模拡大 8 件、相手方の要望 3 件、自家菜園開始 2 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、畑が 14 千円から 746 千円程度です。10 a 当たりの取引価格の平均につきましては、398 千円でございます。

審議番号 7 の譲受人については、現住所が県外となっておりますが、申請農地に隣接する住宅へ移住予定です。住宅の一部を改装し〇〇を経営する予定とのことです。

地域別では、穎娃地域 6 件、知覧地域 3 件、川辺地域 4 件です。

ここで、議案資料の変更について説明致します。

変更資料は 24 頁になります。農地法 3 条許可申請書の様式変更により、農業に関する法令の遵守の状況についての確認が追加されたため、総会においても確認できるよう掲載いたしました。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び現地調査、必要に応じて申請者への聞き取りにより審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしくお願い致します。

議長 只今、説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 50 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号 の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、資料 28 頁の日程第 7 議案第 51 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。桑代委員をお願いします。

14 番委員 報告いたします。

29 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 31 頁から 34 頁になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、同じく知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 429 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内の借家に居住する個人で、借家が手狭になったため、申請地を取得し、申請地に一般住宅を建築するものです。申請地の北側、東側、西側は宅地に、南側は市道に接しています。

現状のまま利用し、南側境界部分にはよう壁を設置するので、土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流させます。汚水・生活雑排水は下水道へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、29 頁の審議番号 2 番です。

関連資料は 35 頁から 39 頁になります。

借り人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。貸し人は、同じく知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑ほか1筆、合計1,500㎡のうち499㎡で〇〇自治会に位置します。申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議長
9番委員

次に、福元委員お願いします。

報告いたします。

30㊦の審議番号3番です。関連資料は40㊦から44㊦になります。

借り人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。貸し人は、同じく川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑473㎡で〇〇自治会に位置します。

借り人は、市内で〇〇を営む〇〇です。現在は申請地の隣接地である自宅内に事務所を設置していますが、手狭になったため申請地を取得し、事務所を建築するものです。

また、申請地内に農地法の許可を得ず、令和〇年に車庫及び物置を建築し使用していたため、一部追認で農地法の許可を得ようとするものです。申請地の北側は畑に、東側は田に、南側は市道に、西側は宅地に接しています。

現状のまま利用するので、土砂流出の恐れはなく、雨水は溜桝へ浸透させます。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を通して、道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番と農振除外後の2番の農地区分としては、水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療機関、その他公共施設が存在する農地であることから、第3種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

続きまして、審議番号3番の農地区分としては、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断され、申請地の隣接地から集落が広がっていることから、第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

なお、手続きを経ずに令和〇年頃、車庫、物置を整備し利用していたことにより、今回、追認での申請となったもので始末書が提出されております。

以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

また、第1種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

18番委員 資料29ページの審議番号2番及び30ページの審議番号3番の転用事由で「申請地を取得し」とあるが、申請書では「使用貸借権設定」となっている。

農地係長 申請書の「使用貸借権設定」が正であり、29ページ及び30ページの「申請地を取得し」を「申請地を借り受けて」に訂正方をお願いします。

18番委員 資料14ページの変更事由も同様に「申請地を取得し」を「申請地を借り受けて」に修正になるのか。

農地係長 同様に訂正願います。

議長 他にございませんでしょうか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第51号「農地法第5条許可申請に対する許可について」は、審議番号3番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、その他の2件については申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第51号については、審議番号3番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、その他の2件については申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、資料45ページの日程第8 議案第52号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係 資料は46ページからになります。

今回の契約開始はR7.11.1開始分となっています。

利用権を設定する者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、鹿児島市の〇〇〇〇さん ほかです。

設定面積は、田 27 筆 25,250 m²、畑 343 筆 537,442 m²の合計 370 筆 562,692 m²で、鰐娃地域 135 件、知覧地域 128 件、川辺地域 107 件となっております。

令和6年度をもって、基盤法による新たな農地の貸し借りが終了となり、

この農地バンクによる貸し借りに1本化されました。なお、今回の11月1日開始分370筆のうち、内訳として、新規分が170筆、前回は基盤法での貸し借りだった分が148筆、前回は農地バンクでの貸し借りだった分が52筆として備考及び63頁に表示してあります。

以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今、説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが〇〇委員が3番、75番、148番から150番、〇〇委員が81番から86番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第52号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第52号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第52号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。

御異議ございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 それでは、関係委員の退室を求めます。

(退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第52号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第52号のうち、議事参与の制限に該当する案件については

申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

(入室)

議長 関係委員に報告いたします。

議案第 52 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、資料 64 頁の日程第 9 議案第 53 号「地域計画変更（案）」に対する意見決定について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農政係長 説明いたします。

資料は別冊で 2 冊になります。

今回の計画変更につきましては、35 地域のうち 34 地域の見直しです。1 地域については、先月お願いしたところであります。

今回の見直しの主なものとしまして、畜舎の編入、山林等の除外です。茶工場等の編入、所有者・耕作者情報の更新についても、現在見直し作業中であり、随時見直し後に計画変更の意見聴取を行う予定であります。

各地域の見直し内容について、概要により変更前後の面積、集積率等をお示ししております。

以上で説明を終わります。

議長 当日配布資料ですので、5 分間資料確認の時間を設定いたします。

特に地元の地域については、お目通しください。

議長 再開します。

説明のありました案件について、審議をお願いいたします。推進委員の発言も許可します。質問、御意見はございませんか。

推進委員 今後も面積、人などの精査を行い、精度を高めて頂きたい。

議長 情勢に応じた見直し、又、説明に係る担当課の出席を要請します。

他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 53 号「地域計画変更（案）」について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、資料 65 頁の日程第 10 議案第 54 号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。福元委員お願いします。

9 番委員 報告いたします。

66 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 67 頁から 69 頁になります。

申請人は、岐阜県〇〇市の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 761 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人の父が昭和〇〇年頃までは耕作していましたが、その後、耕作できなくなり、親族者が耕作していましたが、その者も耕作できなくなり、〇〇年程前にサカキを植え管理していましたが管理もできなくなり、現在はサカキや雑木が繁茂している状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農 地 係

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 54 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第 54 号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議 長

次に、日程第 11「その他」でございしますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員
議 長
農政係長

「なし」の声あり

ないようでございしますが、事務局は何かありませんか。

①農業委員会の法令遵守について全国農業会議より通知があり、ワンポイント講座により法令遵守の説明。

②被覆資材価格高騰対策緊急支援事業のチラシ説明。

③利用状況調査に係る説明会周知。

事務局長

今後の日程について連絡

議 長

その他にありませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

ないようでございしますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和7年第8回南九州市農業委員会
総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後2時50分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 19 番 _____

会議録署名委員 2 番 _____